

目次

資料編

1 地球温暖化に関する国等の動向	資 1
2 県民・事業者アンケート調査結果	資 3
3 温室効果ガス排出量の算定方法	資 10
4 温室効果ガス排出量の将来予測方法	資 17
5 新エネルギーと再生可能エネルギー	資 21
6 この計画の策定経緯	資 22
7 用語解説	資 25
8 二酸化炭素排出部門の説明	資 31

資料編

1 地球温暖化に関する国等の動向

平成4(1992)年に気候変動枠組条約が採択されてから、この計画が策定されるまでの地球温暖化問題に関する国際社会及び日本、三重県における動向は下表のとおりです。(本編の関連箇所：第2章3)

表 1-1 地球温暖化問題に関する動向

年	国際社会における取組		日本における取組		三重県の取組	
1988		気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設置				
1992	5月	気候変動枠組条約の採択				
1993			3月	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正		
			11月	環境基本法の制定		
1994	3月	気候変動枠組条約の発効	12月	環境基本計画の策定		
1995	3月	気候変動枠組条約(COP1)の開催(ドイツ・ベルリン)			3月	環境基本条例の制定
1996	7月	COP2の開催(スイス・ジュネーブ)				
1997			4月	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の制定	6月	環境基本計画の策定
	12月	COP3の開催(京都) 京都議定書の採択	12月	地球温暖化対策推進本部の設置		
1998			6月	省エネ法の改正 地球温暖化対策推進大綱の策定 家電リサイクル法の制定		
	11月	COP4の開催(アルゼンチン・ブエノスアイレス)	10月	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の制定		
1999	10月	COP5の開催(ドイツ・ボン)	4月	地球温暖化対策の推進に関する基本方針の閣議決定		
2000			5月	グリーン購入法の制定	3月	チャレンジ6-三重県地球温暖化対策推進計画-の策定
	11月	COP6の開催(オランダ・ハーグ)	12月	新・環境基本計画の策定		
2001	3月	米国が京都議定書不参加を表明			3月	三重県生活環境の保全に関する条例の制定 地球温暖化対策計画書制度の開始
	11月	COP7の開催(モロッコ・マラケシュ)				

年	国際社会における取組		日本における取組		三重県の取組	
2002	11月	COP8の開催(インド・デリー)	3月 6月 12月	地球温暖化対策推進大綱の見直し 温対法の改正 京都議定書の批准 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制定 省エネ法の改正		
2003	12月	COP9の開催(イタリア・ミラノ)				
2004	12月	COP10(アルゼンチン・ブエノスアイレス)			6月	環境基本計画の策定
2005	1月 2月 11月	EU域内排出量取引制度開始 京都議定書の発効 COP11の開催(カナダ・モントリオール)	4月 6月	京都議定書目標達成計画閣議決定 省エネ法の改正 温対法の改正		
2006	11月	COP12の開催(ケニア・ナイロビ)	7月	京都議定書目標達成計画の一部改定		
2007	6月 11月	第33回主要国首脳会議(ハイリゲンダムサミット) COP13の開催(インドネシア・バリ)	5月	美しい星50(クールアース50)の発表	3月	三重県地球温暖化対策推進計画の改定 地球温暖化対策計画書制度対象事業所の拡大
2008	1月 12月	京都議定書第一約束期間開始 COP14の開催(ポーランド・ポズナン)	1月 3月 5月 6月 7月	クールアース推進構想の発表 京都議定書目標達成計画全部改定 省エネ法の改正 温対法の改正 低炭素社会づくり行動計画閣議決定		
2009	12月	COP15の開催(デンマーク・コペンハーゲン)				
2010	11月	COP16の開催(メキシコ・カンクン)	1月 10月	2020年の削減目標を気候変動枠組条約事務局に提出 地球温暖化対策基本法案閣議決定	1月	三重県環境審議会で実行計画の策定について諮問
2011	11月	COP17の開催(南アフリカ・ダーバン)	8月	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法制定	1月	三重県環境審議会で実行計画の中間報告
2012					1月	三重県環境審議会で実行計画の最終報告

2 県民・事業者アンケート調査結果

(1) 地球温暖化問題に対する県民の取組

県内の20歳以上の県民(6,000人)を対象に地球温暖化問題に関するアンケート調査を下表の要領で実施し、2,372人から回答をいただきました。

主な質問項目に対する回答結果は次のとおりです。

目的	県民の地球温暖化問題に対する意識や取り組み状況を調査し、今後の施策を進めるにあたっての基礎資料とする。 平成16年度に実施した同様のアンケート調査と比較し、地球温暖化問題に対する意識等の変化を把握する。
対象	三重県在住の20歳以上の人(6,000人)
実施期間	平成22年6月7日～平成22年6月21日
抽出方法	県内各市町の人口に比例した対象人数を市町ごとに設定し、県内の20歳以上の県民を無作為に6,000人を抽出した。
実施方法	郵送による調査
回収率	39% (2,372人)

① 日常生活における省エネルギー

平成16年度の調査と比べると、日常生活における省エネルギー行動の取組実行率(「実行している」及び「ある程度実行している」と回答した県民の割合)の全体の推移は、「⑦給湯器の口火をこまめに消す」、「⑧ガスコンロの炎が鍋底からはみ出ないようにする」を除いて高くなっています。

年代別の実行率については、全ての対策で20代の実行率が最も低く、60代や70代以上の実行率が高いといった傾向が、平成16年度調査および平成22年度調査の両方でみられます。

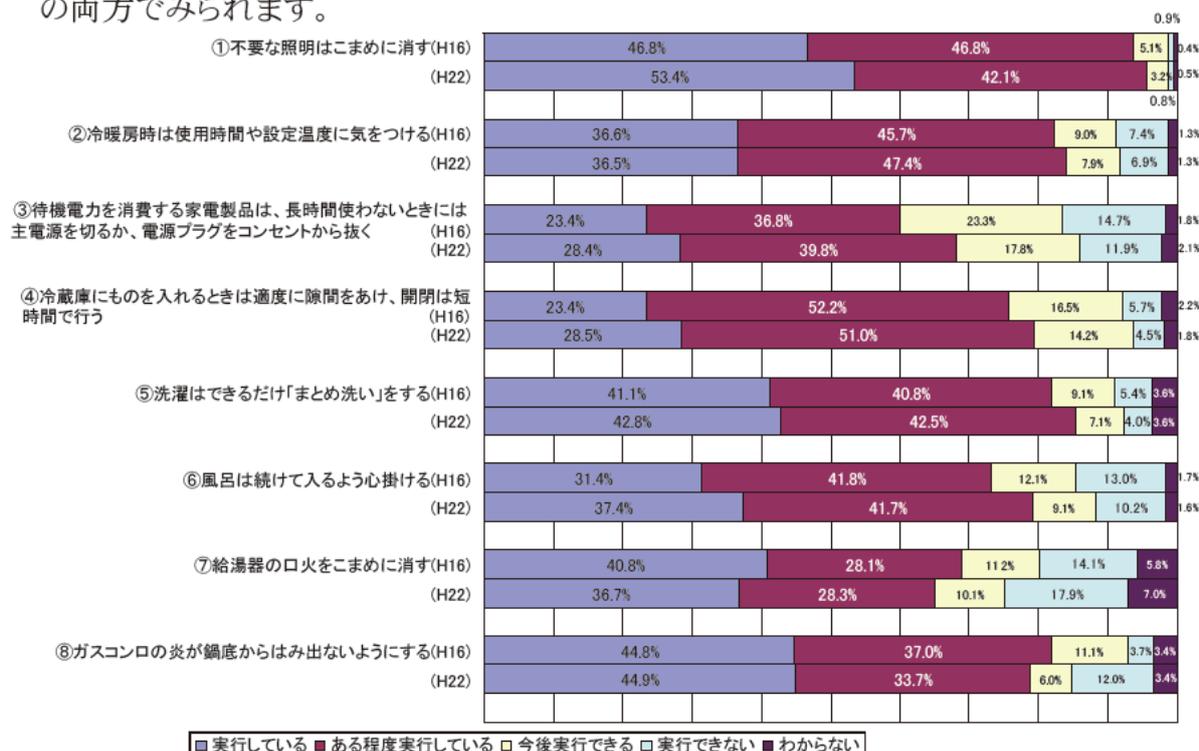


図 2-1 日常における省エネルギー行動取組状況の変化

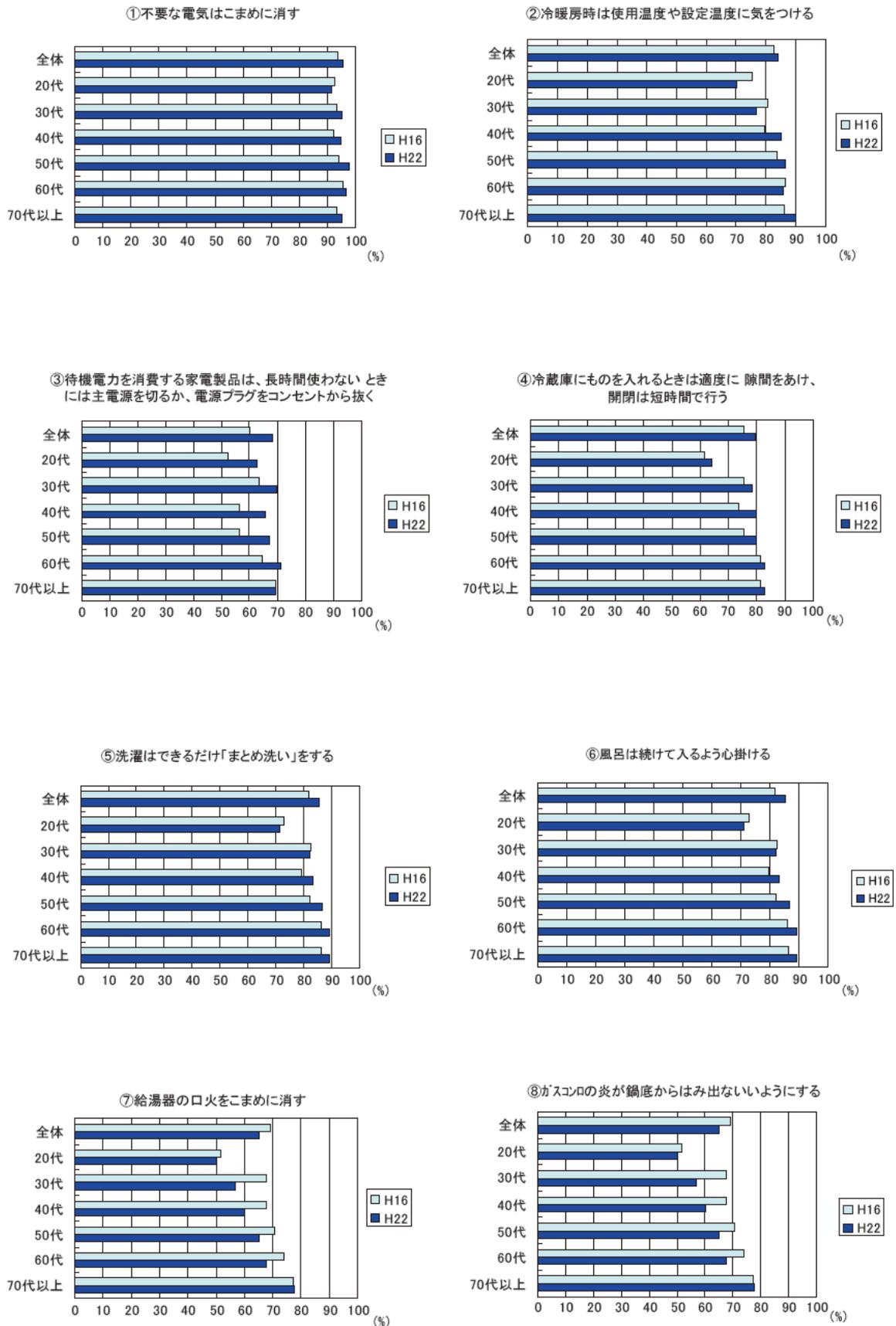


図 2-2 年代別実行率（省エネルギー行動）

② 自家用車の利用

平成 16 年度の調査と比べると、自家用車の利用に関する地球温暖化防止取組実行率（「実行している」及び「ある程度実行している」と回答した県民の割合）の全体の推移は、「③アイドリング・ストップを実践する」「⑥急発進・急加速・空ぶかしをやめエコドライブを実践する」、「⑦自動車を購入する際は低公害車や燃費のよい車を優先する」を除いて高くなっています。

年代別の実行率については、「①できるだけ自家用車よりバスや鉄道を利用する」や「②近くへの用事はなるべく徒歩か自転車で行く」といった自家用車の使用頻度を見直すことに関する項目で、60代あるいは70代以上の実行率が高い傾向があり、この傾向は平成 16 年度調査および平成 22 年度調査の両方でみられます。また、「⑦自動車を購入する際は低公害車や燃費のよい車を優先する」の実行率が最も高いのは、平成 16 年度調査では 70 代以上の県民でしたが、平成 22 年度調査では 20 代の県民となっています。

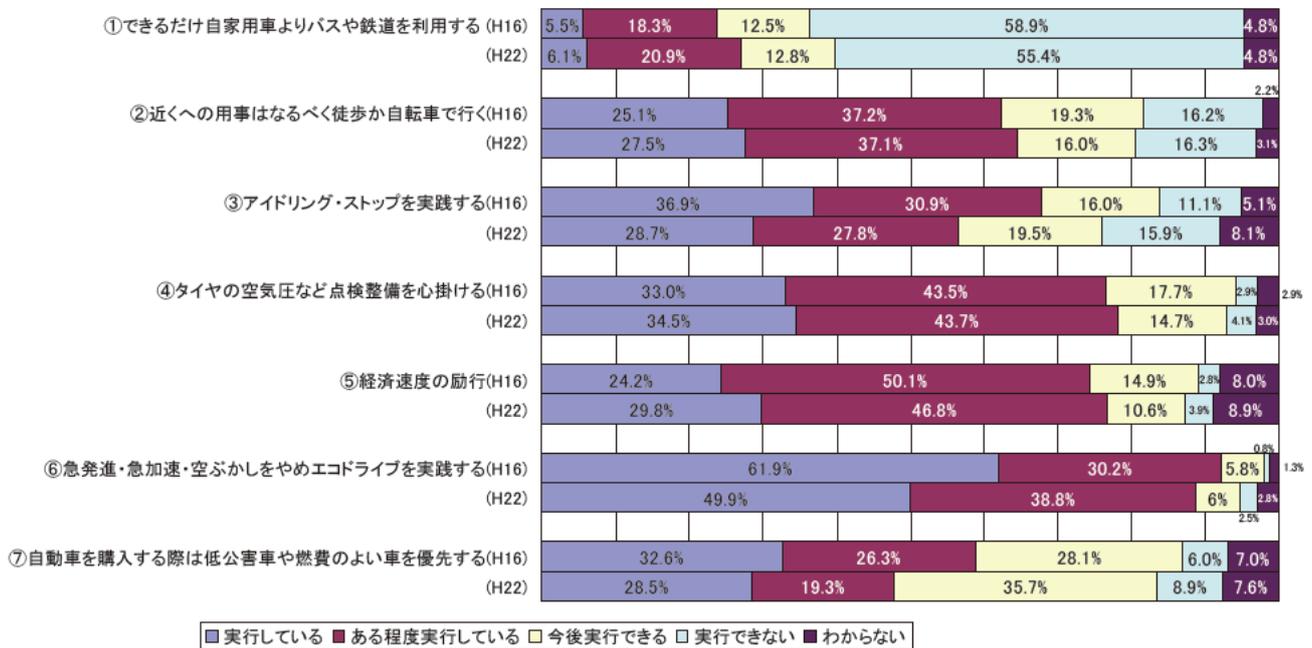
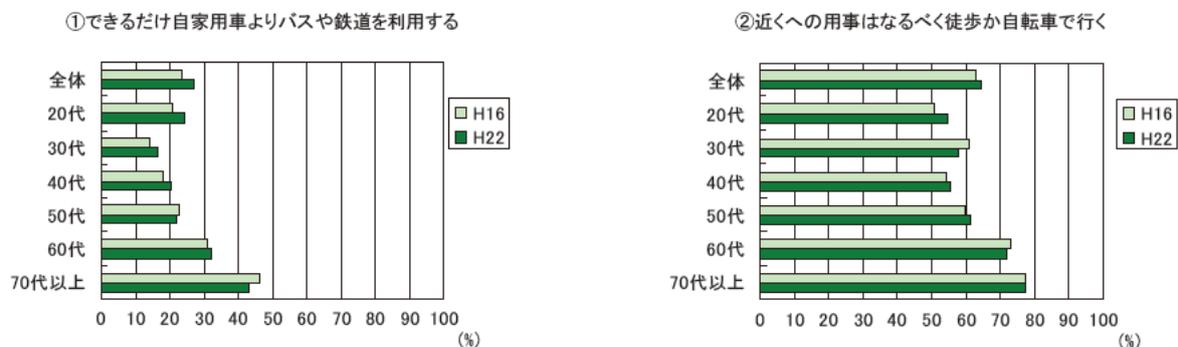


図 2-3 自家用車の利用状況の変化



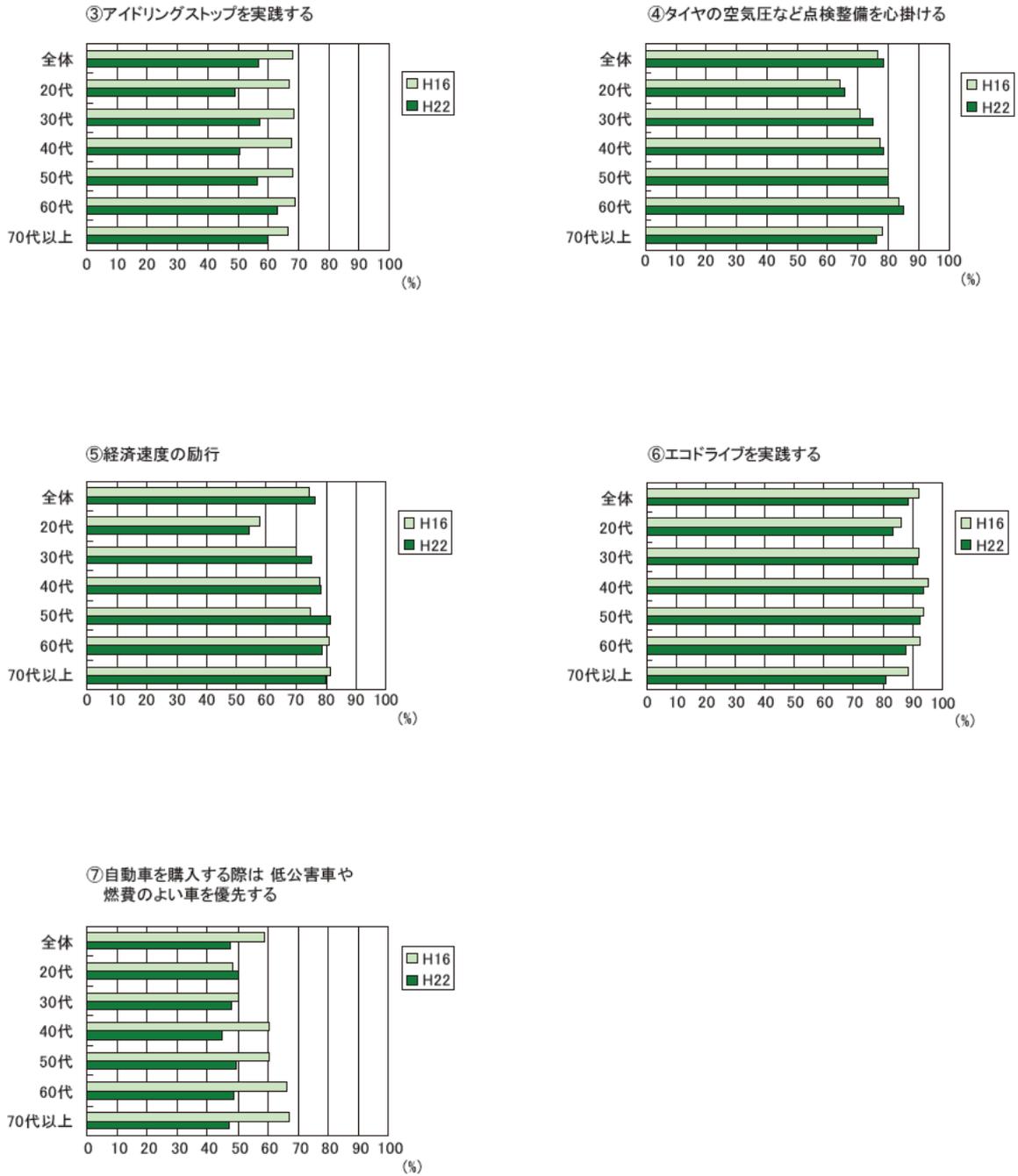


図2-4 年代別実行率(自家用車の利用)

(2) 地球温暖化問題に対する事業者の取組

エネルギー管理指定工場に指定されている大規模事業所及びセメント関連事業所、大規模業務系事業所など744件の事業所を対象に地球温暖化問題に関するアンケート調査を下表の要領で実施しました。

主な質問項目に対する回答結果は次のとおりです。

目的	県内事業者の地球温暖化問題に関する意識や取組状況を調査し、今後の施策を進めるにあたっての基礎資料とする。
対象	下記抽出方法により抽出された744件の事業所
実施期間	平成22年6月11日～平成22年6月21日
抽出方法	エネルギー管理指定工場に指定されている大規模事業所及びセメント関連事業所、火力発電所、大規模業務系事業所、焼却施設を保有する産業廃棄物及び一般廃棄物焼却施設、県内で大規模小売店を複数設置する事業者、20以上の病床を有する医療施設、収容人数100人以上の宿泊施設、入所設備を有する老人福祉・保健施設を設置する法人、私立小中高等学校を設置する学校法人
実施方法	郵送による調査
回収率	56% (413件)

① 産業部門事業所等の生産活動における対策の取組状況

■ 発電・ボイラー

平成16年度の調査に比べて、発電・ボイラーに関する対策について、「発電設備のコンバインドサイクル化」、「温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換」、「ボイラーの酸素制御の実施」の「実行している」あるいは「今後実行したい」と回答した事業者の割合が増加しています。

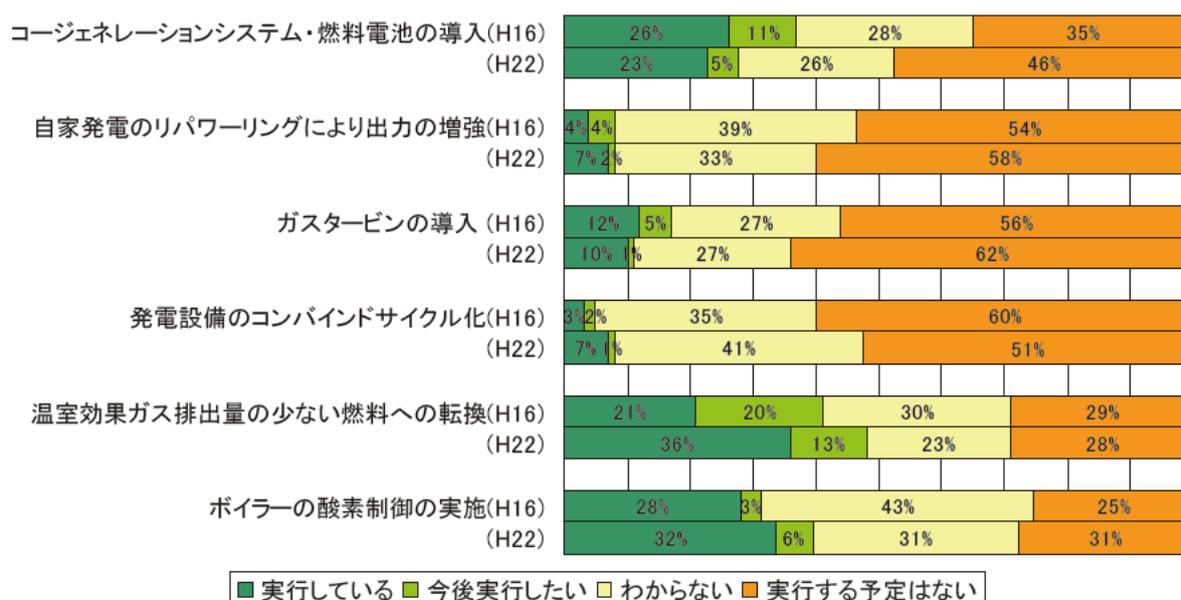


図 2-5 産業部門事業所の発電・ボイラーに関する対策の取組状況

■ 製造部門

製造に関する設備の対策について、約 80%の事業所が「モーターのインバータ制御の導入」を実行しています。また、平成 16 年度の調査に比べて、「高効率モーターの導入」や「高性能ボイラーの導入」を「実行している」あるいは「今後実行したい」と回答した事業者が増加しています。

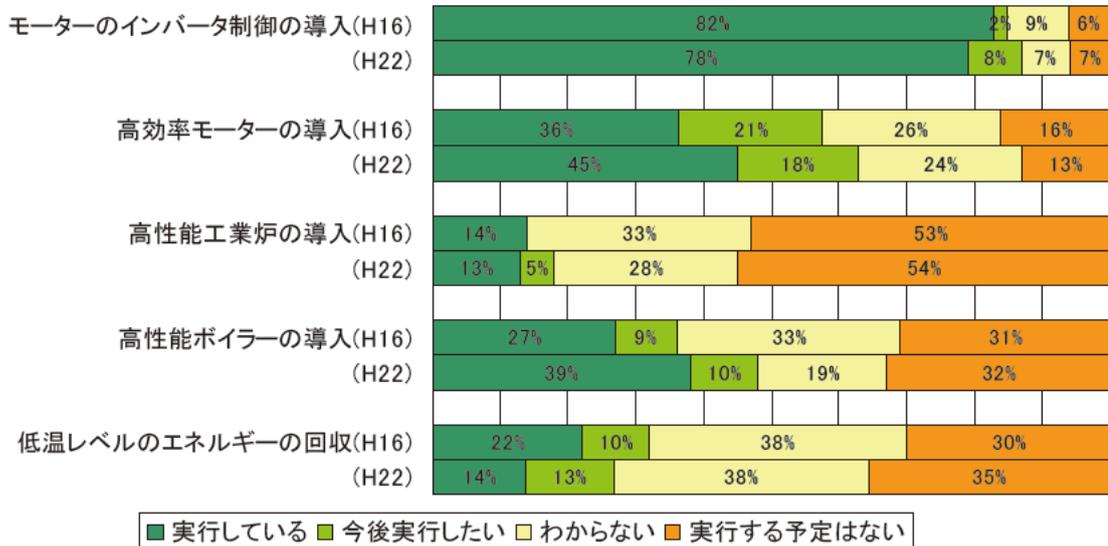


図 2-6 産業部門事業所の製造に関する設備対策の取組状況

② 民生業務その他部門事業所の事業活動における対策の取組状況

■ 製品の購入

製品の購入に関する対策について、全ての項目で ISO 取得事業所の方が「実行している」割合が高くなっています。また、「低公害車や低燃料費自動車を購入する」については、ISO 取得事業所・未取得事業所ともに「今後実行したい」と回答した事業所が 25%以上となっています。

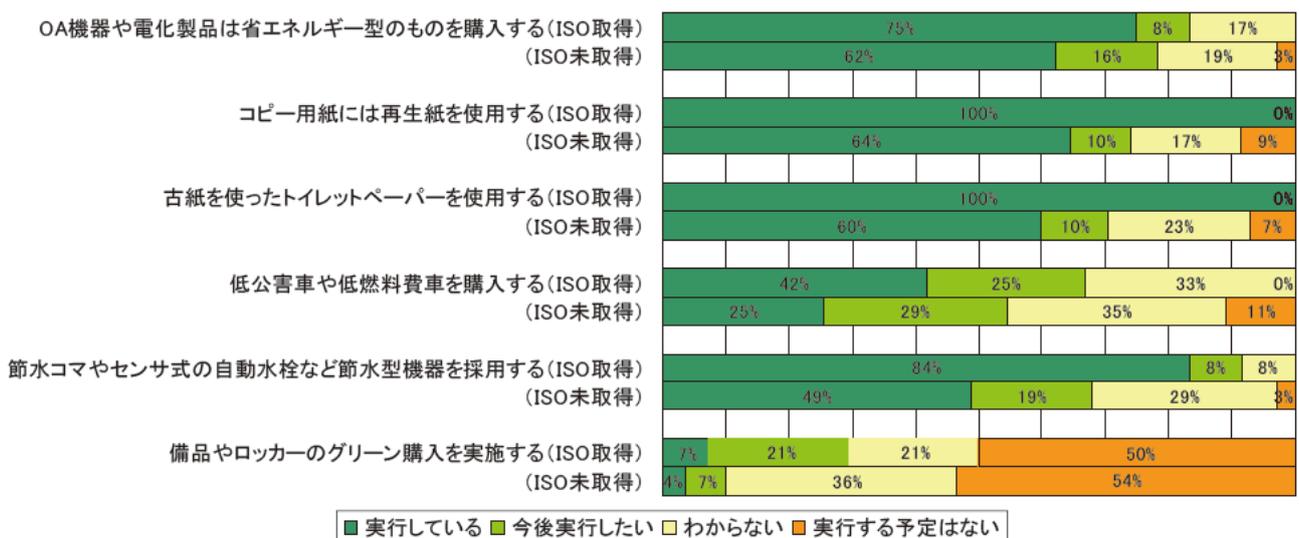


図 2-7 民生業務その他部門事業所の製品の購入に関する対策の取組状況

■ 省エネルギー

省エネルギーに関する対策について、「冷暖房の使用時間、温度設定の配慮」といった冷暖房使用時の対策を「実行している」事業所は、ISOの取得状況にかかわらず高くなっています。その他の省エネルギーに関する対策については、「カーテン・ブラインド等による冷暖房効果向上」を除き、ISO取得事業所のほうが「実行している」割合が高くなっています。

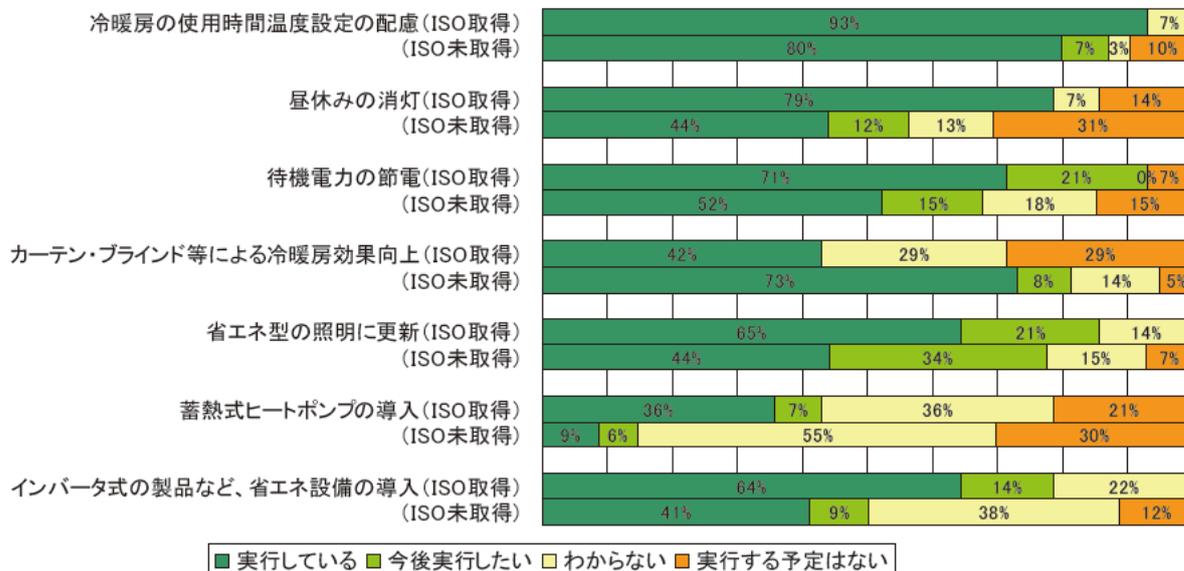


図 2-8 民生業務その他部門事業所の省エネルギーに関する対策の取組状況

3 温室効果ガス排出量の算定方法

三重地域の温室効果ガス排出量は、大規模事業所を対象としたアンケート調査結果や既存の統計資料等を用いて算定しています。なお、二酸化炭素排出量は、排出部門別に算定しています。（本編の関連箇所：第2章5）

(1) 二酸化炭素排出量の算定

① 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素排出量は、以下のフローに従って算定しています。

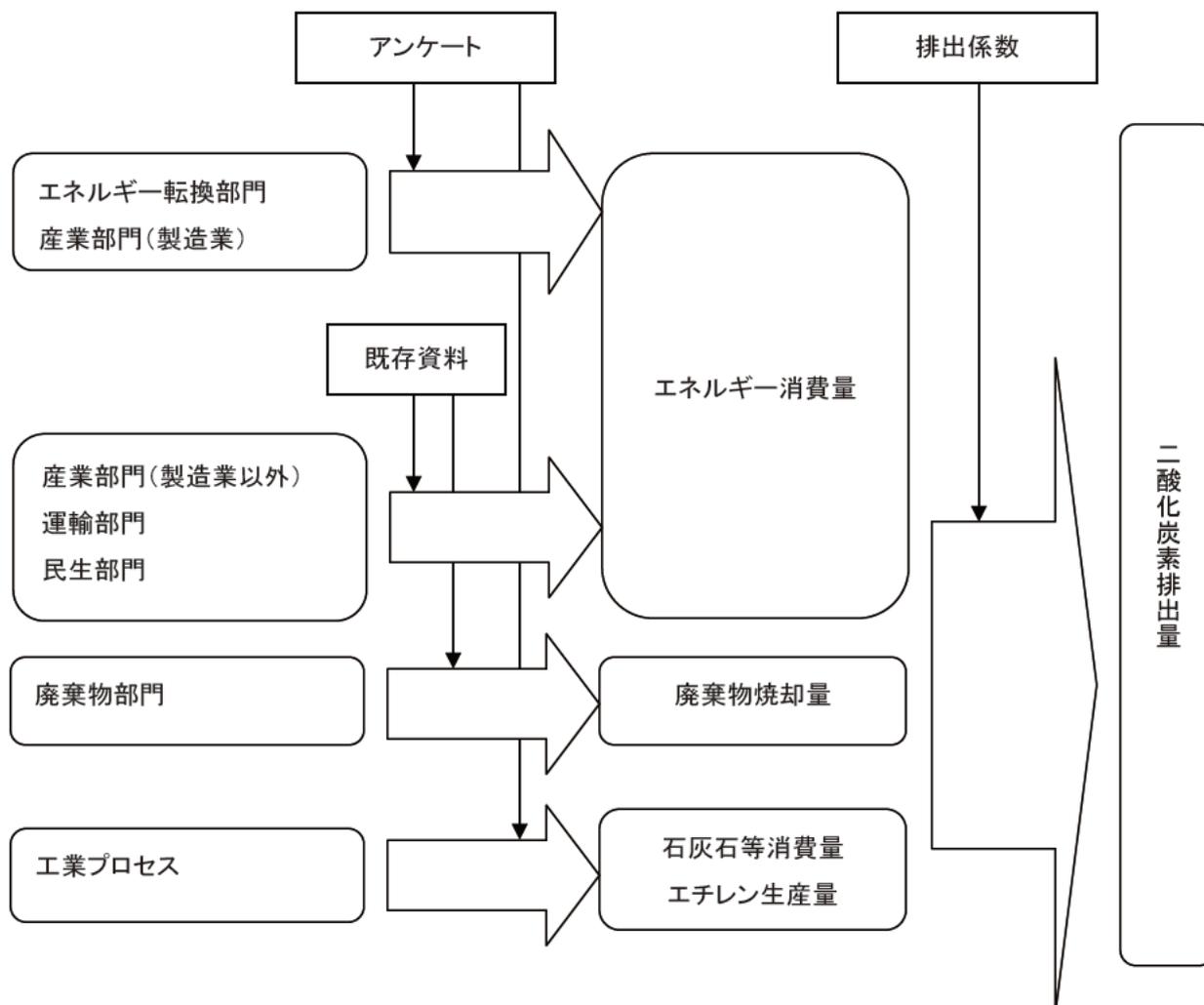


図 3-1 二酸化炭素排出量算定フロー

② 二酸化炭素排出部門の内訳

■ エネルギー転換部門

エネルギー転換を行う電気事業者やガス事業者などの燃料・電力の使用等に伴う排出量（発電所等内の自家消費分）を算定しています。

エネルギー転換（発電等）のための燃料使用に伴う排出量は、各部門に割り振られています。

■ 産業部門

製造業（工場）及び農林水産業、鉱業、建設業における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。なお、製造業の企業であっても、本社ビル等の排出量は含まれません（業務その他部門で計上されます）。

■ 運輸部門

自動車、船舶、航空機、鉄道における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。

なお、家庭で使用される自家用車からの排出量も含んでいます。

■ 民生部門

民生部門は、家庭部門と業務部門に分けて算定しています。

○ 家庭部門

家庭における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。

なお、自家用車の使用に伴う排出量は運輸部門で計上されます。

○ 業務その他部門

事務所・ビル、商業・サービス業施設における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。

県庁などのオフィスビルや、スーパーマーケットなどの施設が該当します。

■ 工業プロセス部門

セメント製造工程における石灰石からの排出など、工業材料の化学変化に伴う排出量を算定しています。

■ 廃棄物部門

廃棄物焼却場におけるプラスチック、廃油等の焼却に伴う排出量を算定しています。

二酸化炭素排出量の部門別・区分別の算定方法は下表のとおりです。

表 3-1 二酸化炭素排出量の算定方法

部門	区分	エネルギー消費量等
エネルギー 転換部門	電気事業者	(県内の火力発電所の燃料消費量) × (所内率)
	ガス事業者	(ガス生産に係る加熱用消費量) + (都市ガス自家消費量)
産業部門	農林水産業	{(燃料別消費量) + (農事用電力)} × (関連指標の全国比)
	鉱業	(燃料別消費量) + (購入電力)
	建設業	{(燃料消費量) + (建設工事・臨時電力)} × (完成工事高の全国比)
	製造業	アンケート調査
運輸部門	自動車	乗用車類: (中部地方燃料販売量) × (車種別・営業自家用別保有台数の中部地方比)
		貨物車類: (中部地方燃料販売量) × (貨物輸送量中部地方比)
		バス: (中部地方燃料販売量) × (輸送人員中部地方比)
	鉄道	JR: (燃料別消費量) × (取扱量等の全国比)
		民鉄: (燃料別消費量) × (関連指標の県域比)
	国内船舶	(国内船舶の燃料別消費量) × (国内取扱量等の全国比)
国内航空	県内に空港が無いので対象外	
民生部門	家庭部門	電気及び都市ガス消費量: 既存資料から全県分を把握(但し、電気は県域総量を担保するよう考慮) プロパンガス消費量: 「LPガス資料年報」の家庭系消費量を把握 灯油消費量: (1世帯あたり消費量) × (世帯数)
	業務その他部門	電気: 既存資料から全県分を把握(但し、県域総量を担保するよう考慮) プロパンガス消費量: 家庭業務用から家庭用を減じる 石油類: (全国消費量) × (第3次産業総生産全国比) × (暖房補正)
工業プロセス部門	石灰石	アンケート調査
	アンモニア	県内にアンモニア製造業者が無いので対象外
	エチレン	アンケート調査
廃棄物部門	一般廃棄物	プラスチックなど化石燃料由来の廃棄物の焼却
	産業廃棄物	廃油、廃プラスチックなど化石由来の廃棄物の焼却

(2) 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の算定

① メタン排出量の算定

メタンの排出量の算定方法は、下表のとおりです。

表3-2 メタン排出量算定手法について

排出源		算定方法	
燃料の燃焼	固定発生源 エネルギー 転換部門 産業部門 民生部門	部門別エネルギー消費量(1)×CH ₄ 排出係数 (1)「CO ₂ 排出量算定時部門別エネルギー消費量」	
	移動発生源	船舶・鉄道	部門別エネルギー消費量(1)×CH ₄ 排出係数
		自動車	車種別エネルギー消費量(2)／車種別走行キロ燃費(3)×CH ₄ 排出係数 (2)「CO ₂ 排出量算定時部門別エネルギー消費量」 (3)「交通関連統計資料」(国土交通省)
廃棄物	一般廃棄物の焼却	炉種別一般廃棄物焼却量(4)×CH ₄ 排出係数 (4)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)	
	産業廃棄物の焼却	種別産業廃棄物中間処理量(県内)(5)×焼却率(6)×CH ₄ 排出係数 (5)(6)「三重県産業廃棄物実態調査」(三重県)	
	一般廃棄物の埋立	一般廃棄物直接埋立量(7)×廃棄物組成率(8)×水分率(9)×CH ₄ 排出係数 (7)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県) (8)(9)「廃棄物データ集」(日本環境衛生センター)	
	産業廃棄物の埋立	産業廃棄物最終処分量(10)×廃棄物組成率(8)×水分率(9)×CH ₄ 排出係数 (10)「三重県産業廃棄物実態調査」(三重県)	
	下水処理	浄化槽	浄化槽人口(11)×CH ₄ 排出係数 (11)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)
		し尿処理施設	し尿処理量(12)×CH ₄ 排出係数 (12)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)
農業	家畜消化管内発酵	家畜飼養頭羽数(13)×CH ₄ 排出係数 (13)「三重県統計書」(三重県)	
	家畜のふん尿処理	家畜飼養頭羽数(13)×CH ₄ 排出係数	
	稲作	水田	水田面積(14)×CH ₄ 排出係数 (14)「農林水産省統計表」(農林水産省)
		もみ殻・稲わら	水稲・麦収穫量(15)×麦わら・もみ殻・稲わら発生焼却率(16)×CH ₄ 排出係数 (15)「作物統計」(農林水産省) (16)「循環型社会形成に関する取組について」(農林水産省)
工業プロセス	エチレン製造	エチレン製造量(17)×CH ₄ 排出係数 (17)「アンケート結果」	
燃料の漏出		全国漏出によるCH ₄ 排出量(18)×三重県燃料燃焼によるCO ₂ 排出量(19)／全国燃料燃焼によるCO ₂ 排出量(20) (18)(20)「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(GIO) (19)「CO ₂ 排出量算定結果」	

② 一酸化二窒素排出量の算定方法

一酸化二窒素排出量の算定方法は、下表のとおりです。

表3-3 一酸化二窒素排出量算定手法について

排出源		算定方法	
燃料の燃焼	固定発生源	エネルギー 転換部門 産業部門 民生部門	部門別エネルギー消費量(1)×N ₂ O 排出係数 (1)「CO ₂ 排出量算定時部門別エネルギー消費量」
		移動発生源	船舶・鉄道
	自動車		車種別エネルギー消費量(2)／車種別走行キロ燃費(3)×N ₂ O 排出係数 (2)「CO ₂ 排出量算定時部門別エネルギー消費量」 (3)「交通関係統計資料集」(国土交通省)
廃棄物	一般廃棄物の焼却		炉種別一般廃棄物焼却量(4)×N ₂ O 排出係数 (4)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)
	産業廃棄物の焼却		種別産業廃棄物中間処理量(県内)(5)×焼却率(6)×N ₂ O 排出係数 (5)(6)「三重県産業廃棄物実態調査」(三重県)
	下水処理	浄化槽	浄化槽人口(7)×N ₂ O 排出係数 (7)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)
		し尿処理施設	し尿処理量(8)×N ₂ O 排出係数 (8)「一般廃棄物処理事業のまとめ」(三重県)
農業	家畜のふん尿処理		家畜飼養頭羽数(9)×N ₂ O 排出係数 (9)「三重県統計書」(三重県)
	窒素肥料		窒素系肥料出荷量(10)×田面積(11)÷田畑面積(12)×N ₂ O 排出係数 (10)「肥料年鑑」(肥料協会新聞部) (11)(12)「農林水産省統計表」(農林水産省)
	稲作	もみ殻・稲わら・麦わら	水稻・麦収穫量(13)×麦わら・もみ殻・稲わら発生焼却率(14)×N ₂ O 排出係数 (13)「作物統計」(農林水産省統計部) (14)「循環型社会形成に関する取組について」(農林水産省)
医療	笑気ガスの使用		一般病床数(15)×N ₂ O 排出係数 (15)「衛生統計年報」(三重県)

③ 代替フロン等3 ガス排出量の算定方法
 代替フロン等3 ガス排出量の算定方法は、下表のとおりです。

表3-4 代替フロン等3 ガス排出量算定方法

ガス種	排出部門	算定方法
HFCs	発泡・断熱材製造	<u>全国の排出量(1)×世帯数の比率(2)</u> (1)「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(GIO) (2)「住民基本台帳人口要覧」(総務省統計局)
	エアゾール製造	<u>全国の排出量(1)×事業所数の比率(3)</u> (3)「事業所・企業統計調査」(総務省)
	カーエアコン製造	<u>全国の排出量(1)×自動車保有台数の比率(4)</u> (4)「市町村別自動車保有車両月報」(自動車検査登録協会) 「市町村別軽自動車保有車両数月報」(全国軽自動車協会連合会)
	家庭用エアコン製造	<u>全国の排出量(1)×世帯数の比率(2)</u>
	業務用エアコン製造	<u>全国の排出量(1)×事業所数の比率(3)</u>
	家庭用冷蔵庫製造	<u>全国の排出量(1)×世帯数の比率(2)</u>
	半導体製造	<u>全国の排出量(1)×関連産業の製造品出荷額等の比率(8)</u> (8)「工業統計表」(経済産業省) ※関連産業とは、半導体素子製造業、集積回路製造業
PFCs	電子部品製造	<u>全国の排出量(1)×関連産業の製造品出荷額等の比率(9)</u> (9)「工業統計表」(経済産業省) ※関連産業とは、半導体素子製造業、集積回路製造業
	金属鑄造(AL)	<u>全国の排出量(1)×関連産業の製造品出荷額等の比率(8)</u>
SF ₆	半導体製造	<u>全国の排出量(1)×関連産業の製造品出荷額等の比率(9)</u>
	電気絶縁ガス	<u>全国の排出量(1)×電力使用量の比率(12)</u> (12)「電気事業便覧」(電気事業連合会)

(3) 京都メカニズムクレジットと電力排出原単位

京都メカニズムは、京都議定書で定められた付属書 I 国の温室効果ガス排出削減目標を達成するために、自国内での削減努力を前提としながらも、目標達成に不足する分については国内における削減活動を補足する形での活用が京都議定書上で認められた市場メカニズムを利用した仕組みです。京都メカニズムには、「クリーン開発メカニズム (CDM)」、「共同実施 (JI)」、「国際排出量取引 (IET)」があります。国は京都議定書目標達成計画において、温室効果ガス排出削減対策に最大限努力しても約束の達成に不足すると見込まれている差分の 1.6% (1990 年比) について、京都メカニズムを活用することとしています。

また、電気事業連合会は環境行動計画において、原子力発電の推進や火力発電の熱効率の向上、京都メカニズムクレジットの活用等の対策により、平成 20(2008)～

平成 24(2012)年度の電気使用量 1 kWh あたりの二酸化炭素排出量 (電力排出原単位) を 0.34kg-CO₂/kWh 程度まで低減することを目標にしています。京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位は平成 20(2008)年度から公表されており、京都メカニズムクレジットを反映していない電力排出原単位 0.444kg-CO₂/kWh に対し、京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位は 0.373kg-CO₂/kWh となっています。

なお、三重県では、電力使用からの二酸化炭素排出量の算定に用いる電力排出原単位として、京都メカニズムクレジットを活用しなかった場合の一般電気事業者の全電源平均排出係数を用いています。三重県での二酸化炭素排出量に占める電気の使用に伴う排出量は約 3 割であり、全電源平均排出係数が低減されると、相当の二酸化炭素排出量が減少することになります。全電源平均排出係数は、平成 19(2007)年度に発生した新潟県中越沖地震による原子力発電所の停止の影響で大きくなっています。国が活用した京都メカニズムクレジットを三重県に当てはめ、京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位を用いた場合、平成 20(2008)年度の三重県域の温室効果ガス排出量 (速報) は 28,078 千 t-CO₂ となり、平成 2 (1990) 年度と比べると 6.4% の増加となります (森林吸収量含む)。

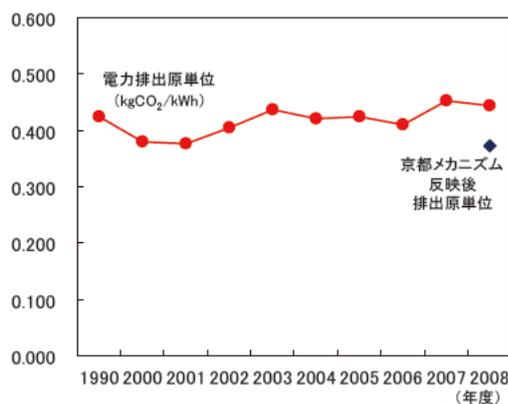


図 3-2 電力排出原単位の推移

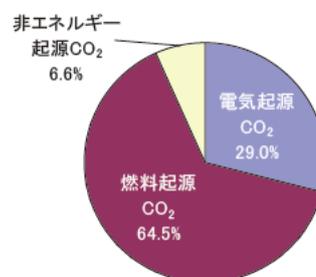


図3-3 燃料種別二酸化炭素排出量の構成比 (2008年度)

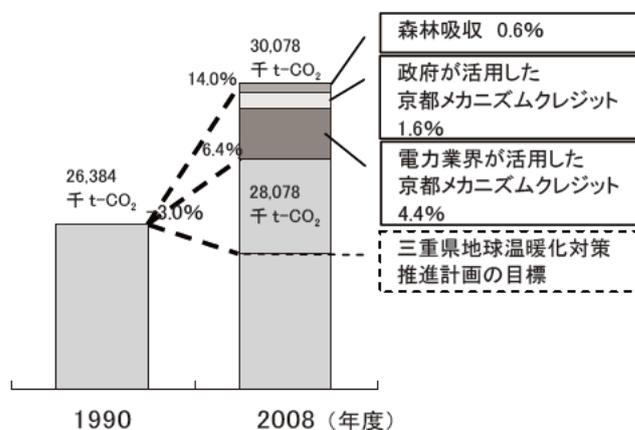


図 3-4 京都メカニズムクレジットを反映させた場合の三重県域温室効果ガス排出量

4 温室効果ガス排出量の将来予測方法

三重県の温室効果ガス排出量の将来予測は、現状以上の対策を講じず社会情勢の変化により人口等の活動量のみが変化すると仮定し、平成2(1990)年度以降の排出量の推移と関連する活動量の将来予測に基づき推計しています。

活動量は、基本的に部門ごとに「産業マクロフレーム固定ケース」を踏まえて予測していますが、二酸化炭素排出量の占める割合が高い産業部門については、業種ごとに予測しています。(本編の関連箇所：第3章1)

【基本式】

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{エネルギー消費原単位} \times \text{排出係数}$$

トレンドや将来予測に基づき変化を予測

原則として現状固定

(1) 二酸化炭素排出量の将来予測方法

■ エネルギー転換部門

平成2(1990)年度以降の排出量が横ばいで推移していることから、平成20(2008)年度の排出量を維持すると仮定しました。

■ 産業部門

○ 製造業

製造業の排出量に占める割合が大きく、過去の排出量が変動している化学工業、石油・プラスチック・ゴム・なめし業(以下、石油業)、機械器具製造業について活動量を予測しました。

なお、上記以外の業種については、平成2(1990)年度以降の排出量が横ばいで推移していることから、平成20(2008)年度の排出量を維持すると仮定しました。

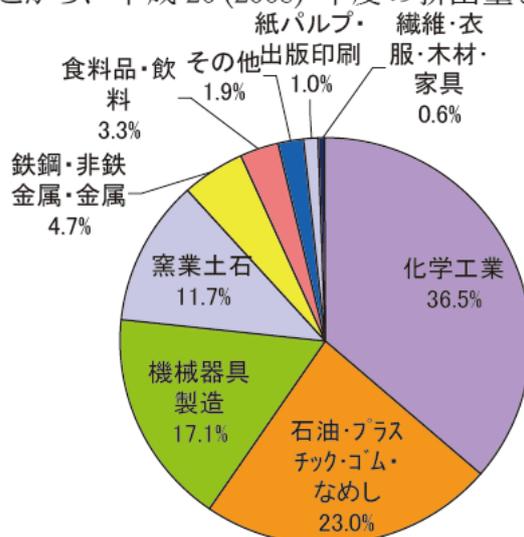


図 4-1 製造業種の排出量構成比 (2008 年度)

化学工業と石油業について、排出量と相関の高い「生産指数」を活動量とし、活動量がほぼ横ばいに推移していることから、両業種の排出量は平成 20 (2008) 年度と同等であると仮定しました。

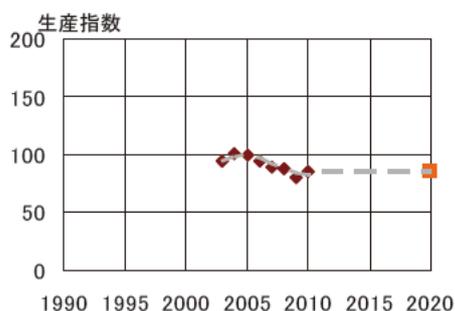


図 4-2 化学工業の生産指数の将来予測

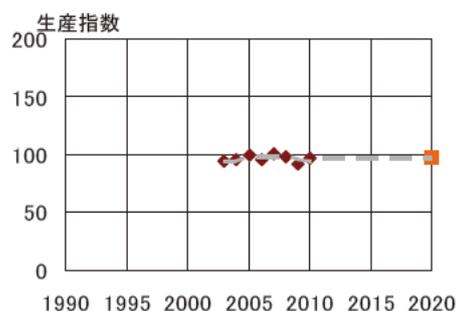


図 4-3 石油業の生産指数の将来予測

機械器具製造業について、排出量と相関の高い「製造品出荷額」を活動量とし、製造品出荷額が増加傾向にあることから、近似する関数を用いて排出量を推計しました。なお、産業構造が大きく変化し、製造品出荷額の伸びが特異的に大きくなっていると考えられる 2004 年度以降の伸びを除いて予測しています。

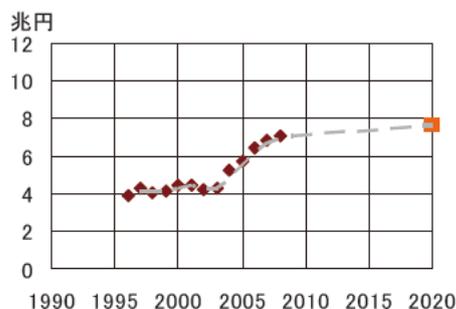


図 4-4 機械器具製造業の製造品出荷額の将来予測

○ 農林水産業、鉱業

平成 2 (1990) 年度以降の排出量が横ばいで推移していることから、平成 20 (2008) 年度の排出量を維持すると仮定しました。

○ 建設業

活動量を「建築着工床面積」とし、近似する関数を用いて排出量を推計しました。

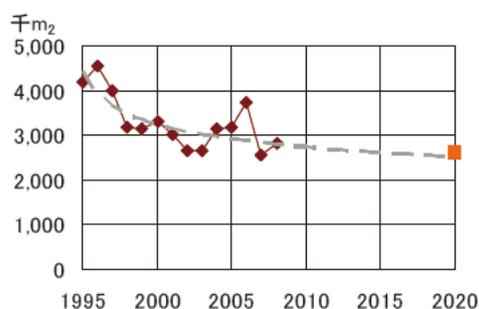


図 4-5 県の建築着工床面積の将来予測

■ 運輸部門

○ 自動車

乗用車及びバスからの排出量の活動量を「旅客自動車輸送量」、貨物自動車からの排出量の活動量を「貨物自動車輸送量」としました。三重県のそれぞれの活動量の伸びは、国が検討している中長期ロードマップにおける「産業マクロフレーム固定ケース」の伸びと同等として排出量を推計しました。

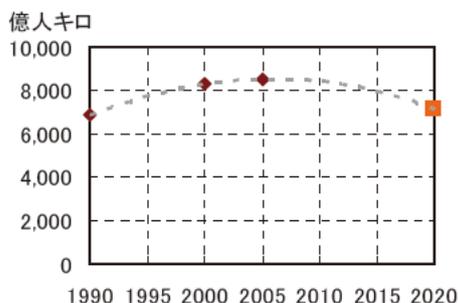


図 4-6 国の旅客自動車輸送量の将来予測

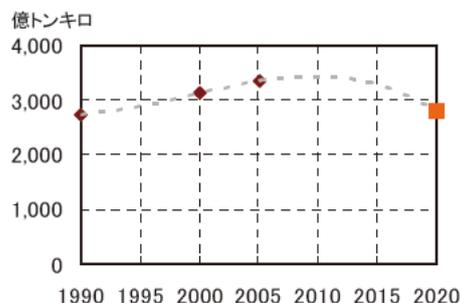


図 4-7 国の貨物自動車輸送量の将来予測

○ 鉄道、国内船舶

平成 2 (1990) 年度以降の排出量が横ばいで推移していることから、平成 20 (2008) 年度の排出量を維持すると仮定しました。

■ 民生部門

○ 家庭部門

活動量を「世帯数」とし、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（人口問題研究所）による三重県の将来の世帯数を用いて排出量を推計しました。

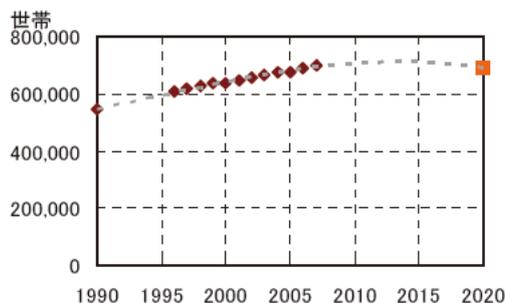


図 4-8 県の世帯数の将来予測

○ 業務その他部門

活動量を「床面積」とし、三重県の活動量の伸びは、国が検討している中長期ロードマップにおける「産業マクロフレーム固定ケース」の伸びと同等として排出量を推計しました。

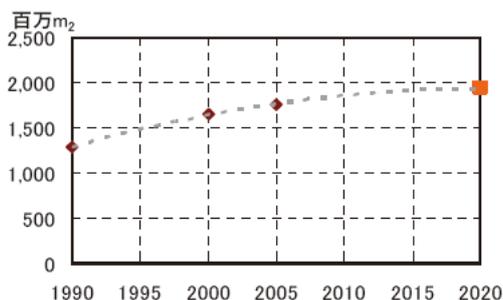


図 4-9 国の床面積の将来予測

■ 工業プロセス部門

活動量を「セメント生産量」とし、三重県の活動量の伸びは国が検討している中長期ロードマップにおける「産業マクロフレーム固定ケース」の伸びと同等として排出量を推計しました。

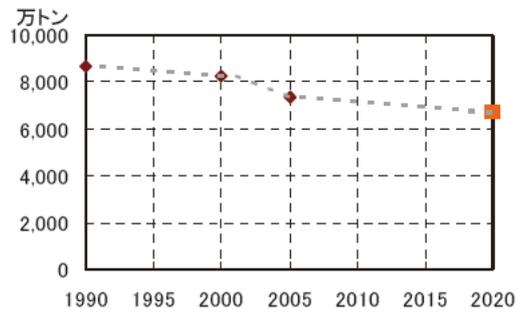


図 4-10 国のセメント生産量の将来予測

■ 廃棄物部門

一般廃棄物及び産業廃棄物の燃焼、埋立による排出量の活動量を「一般廃棄物の量」、「産業廃棄物の量」とし、「三重県廃棄物処理計画」による将来の廃棄物の量を用いて排出量を推計しました。

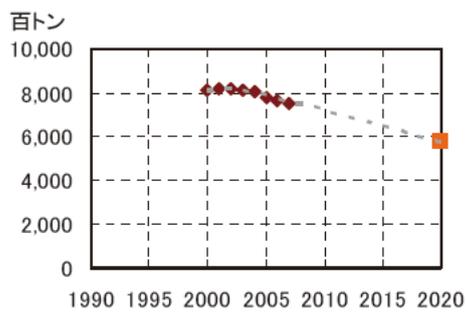


図 4-11 県の一般廃棄物の将来予測

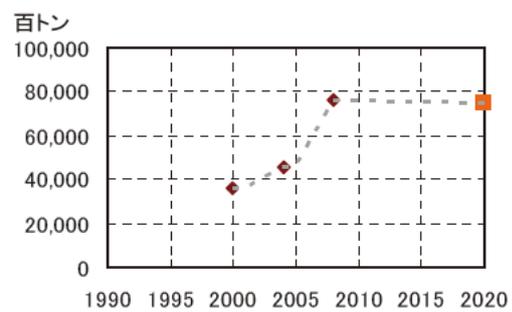


図 4-12 県の産業廃棄物の将来予測

5 新エネルギーと再生可能エネルギー

生活や事業活動に利用されるエネルギーには、様々な種類があります。一般に、石油や、石炭、天然ガスなどの、化石に由来するエネルギーを化石エネルギーといいます。一方、原子力や水力、太陽熱、太陽光など、化石に由来しないエネルギーを非化石エネルギーといい、自然の力を利用するなど、永続的に利用できるエネルギーを再生可能エネルギーといいます。

また、新エネルギーについては、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成9年4月)により、「石油代替エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入のために特に必要なもの」と定義されています。



(注 1) 新エネルギーに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する 1,000 kW 以下のものに限る。

6 この計画の策定経緯

(1) 策定経緯

■ 審議会

- 平成21年度第2回三重県環境審議会

(開催日) 平成22年1月21日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画について(諮問)

■ 部会

- 第1回地球温暖化対策実行計画部会

(開催日) 平成22年2月17日

(審議事項) ・部会長、副部会長の選任
・三重県地球温暖化対策実行計画の検討方向について
・今後の部会の進め方

- 第2回地球温暖化対策実行計画部会

(開催日) 平成22年3月25日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策推進計画の総括
・地球温暖化対策の取組方向
・目標設定の考え方

- 第3回地球温暖化対策実行計画部会

(開催日) 平成22年7月5日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画骨子の検討
・2020年度温室効果ガス排出量の見通しについて
・2020年度温室効果ガス排出量削減目標の考え方について

- 第4回地球温暖化対策実行計画部会

(開催日) 平成22年9月1日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画素案の検討
・中期目標の設定について
・目指す将来像について

■ 審議会

- 平成22年度第1回三重県環境審議会

(開催日) 平成22年9月3日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画について

■ 部会

- 第5回地球温暖化対策実行計画部会

(開催日) 平成22年11月17日

(審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画中間案の検討
・中期目標の検討

- 審議会
 - 平成22年度第2回三重県環境審議会
 - (開催日) 平成23年1月28日
 - (審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画について(中間報告)
- パブリックコメント(第1回)
 - (期間) 平成23年3月9日から平成23年4月7日まで
- 部会
 - 第6回地球温暖化対策実行計画部会
 - (開催日) 平成23年5月30日
 - (審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画最終案の検討
 - 第7回地球温暖化対策実行計画部会
 - (開催日) 平成23年11月14日
 - (審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画最終案の検討
- パブリックコメント(第2回)
 - (期間) 平成23年11月21日から平成23年12月20日まで
- 審議会
 - 平成23年度第2回三重県環境審議会
 - (開催日) 平成24年1月26日
 - (審議事項) ・三重県地球温暖化対策実行計画について(最終報告)

(2) 地球温暖化対策実行計画部会委員名簿

氏名	所属・役職	備考
井神 忠	中部電力株式会社 環境・立地本部環境部 地球環境グループ長	平成23年 7月就任
市川 吉則	四日市市環境部 環境保全課 次長・課長	
井上 裕章	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長	平成23年 5月退任
太田 琳美	三重県消費者団体連絡協議会 元三重県環境審議会委員	平成22年 10月退任
大平 章示	霞ヶ浦地区環境行動推進協議会（東ソー株式会社四日市事業所 環境保安・品質保証部環境管理課長）	
岡本 正弘	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長	平成23年 5月就任
加藤 征三	三重大学 特命学長補佐 三重県環境審議会委員	
近藤 亮太	中部地方環境事務所 統括環境保全企画官 三重県環境審議会委員	平成23年 7月就任
先浦 宏紀	株式会社三重銀総研 調査部副部長兼主任研究員	
櫻井 徳弥	中部電力株式会社 環境・立地本部環境部 地球環境グループ長	平成23年 6月退任
高山 善郎	社団法人三重県トラック協会 専務理事	
田中 正一	三重県環境審議会委員	
中島 嘉浩	三重交通株式会社 営業本部 乗合営業部長	
生川 好彦	元三重県環境審議会委員	
朴 恵淑	三重大学 理事・副学長 三重県地球温暖化防止活動推進センター長 三重県環境審議会委員	部会長
畑中 英樹	元三重県環境審議会委員	
平松 春樹	イオンリテール株式会社 中部カンパニー 総務部 環境・社会貢献・ISO事務局 課長	
藤野戸 紘紀	環境学習サークルみえ 事務局長	
細川 真宏	中部地方環境事務所 統括環境保全企画官 元三重県環境審議会委員	平成23年 6月退任
向井 征二	株式会社日本環境取引機構 代表取締役	副部会長

平成22年2月より開催
50音順、敬称略

7 用語解説

■ ア行

アイドリングストップ	信号待ち、荷物の積み下ろし、短時間の買物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。
E10 対応車	ガソリンにエタノールを 10% まで混合した混合燃料をエネルギー源として使用できる自動車。植物起源のエタノール（バイオエタノール）を用いることで、化石燃料を代替し、バイオ燃料の実用化と普及を進め、CO ₂ 排出の低減を目指す。
エコカー	走行距離あたりの燃料消費量が少なく、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量が少ない自動車のこと。
エコドライブ	急発進や急加速を避け、アイドリングストップを行うなど、環境に配慮した運転方法のこと。燃費が改善され、二酸化炭素排出量を約 1 割～2 割削減できる。
エネルギー管理士	経済産業省認定の国家資格で、工場などで使用される熱や電気の管理に関する専門知識を有する者のこと。 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき指定される第 1 種エネルギー管理指定工場には設置が義務付けられている。
エネルギー管理指定工場	エネルギーの使用の合理化に関する法律で規定され、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場・事業場のこと。年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上の工場・事業場が指定される。

■ カ行

間伐	植林後、ある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。
カーボン・オフセット	日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を、他者等の二酸化炭素削減・吸収活動の価値を購入等することにより相殺すること。二酸化炭素削減・吸収活動には、植林や新エネルギーの利用、省エネルギーによる削減効果などがある。
環境林	原則として生産を目的とせず、水源かん養機能や山地災害の防止機能など、森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指す森林。
緩和策	温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。地球温暖化の根本的な解決に向けた対策を行うもので、例えばエネルギーの効率的利用や省エネルギー、CO ₂ の回収・蓄積、吸収源の増加などがあげられる。
企業環境ネットワーク・みえ	三重県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所や環境問題に積極的に取り組んでいる事業所が相互の情報交換を重ねながら、企業間での連携や行政との連携により、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指して設立された組織。
気候変動枠組条約締約国会議(COP)	気候変動枠組条約締約国会議が定期的に集まり、温室効果ガス排出防止策などを協議する会議。

気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約)	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。(平成4年6月採択、平成6年3月21日発効)
気候変動に関する政府間パネル (IPCC) [Intergovernmental Panel on Climate Change]	1988年に発足し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとコンサルティングを行うことを目的とした政府間機構。
協創	一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、地域の団体、企業及び行政それぞれが「公」を担う主体として自分たちができることは何かを考え、力を合わせて新しいものを創造していくという考え方。
京都議定書目標達成計画	平成17年4月に閣議決定された計画で、京都議定書で定めた削減目標の達成と長期的かつ持続的な排出削減を目指している。
クリーンエネルギー自動車	石油に変わるエネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで、排気ガスを全く排出しない、又は排出してもその量が少ない車。
グリーン・イノベーション	再生可能エネルギー利活用技術の開発や設備の製造など、ものづくりの低炭素化や環境保全とともに、社会の経済的な発展を目指す取組のこと。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。
グリーン物流	物流分野における二酸化炭素の排出量削減に向けた取組の1つ。トラック輸送効率化、モーダルシフト、共同輸配送など、荷主企業と物流企業が連携し合い温暖化対策を行う取組。現在、国土交通省及び経済産業省、関連団体とで構成される「グリーン物流パートナーシップ会議」が組織され、取り組みが進められている。
現状趨勢ケース	BaU(Business as Usual)とも呼ばれ、現在実施している対策のままで、今後追加的な対策を見込まないケース。
国内クレジット制度	京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において規定されている、大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度。平成20年10月に政府全体の取組みとして開始された。
コージェネレーションシステム	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。
ごみゼロ社会実現プラン	住民、事業者、市町など多様な主体の連携・協働により、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指し、三重県が策定している長期的なビジョン。

■ サ行

再生可能エネルギー	太陽光や風力、水力、地中熱、バイオマス等、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。 再生可能エネルギーを利用したものとして、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、地中熱ヒートポンプ等が実用化されている。
サステナブル経営セミナー	「環境」、「経済」、「社会」の3つの側面から持続可能な社会を構築することを目指すために、三重県が開催しているセミナー。
産業マクロフレーム	将来の温室効果ガス排出量を予測する際に用いた社会や経済の状態（枠組み）。（独）国立環境研究所により検討されており、将来人口や経済成長率、生産量や鉱工業生産指数などを想定している。
自主行動計画 （環境自主行動計画）	主に産業部門の各業界団体が、地球温暖化の防止や廃棄物の削減などの環境保全活動を促進するため、自主的に策定した計画。
持続発展教育 （E S D）	ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の提唱する「持続可能な発展のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）」の略称で、「地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人ひとりを育成する教育」のこと。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。
森林吸収源対策推進プラン	農林水産省で平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」に基づき、県における森林吸収量確保のための適切な森林整備を促進するために策定された取り組み。
省エネルギーセンター	工場、ビルなどの省エネルギー診断と指導や、省エネルギー政策、省エネルギー技術などの情報提供を通じた施設の省エネルギー推進や、省エネルギー機器の情報提供及び地域における省エネルギー実践行動の普及などによる国民的省エネルギー活動の支援を行っている組織。
次世代コークス炉	コンパクトで省エネルギー型の次世代のコークス炉のこと。「SCOPE21」とも呼ばれる。
スマートメーター	通信機能や機器の管理機能を備えた高機能な電力メータを含むシステム。空調機や照明など、事業所や家庭内に設置された機器に接続することで、それぞれのエネルギーの利用状況をリアルタイムで把握することができる。
生産指数	生産活動の動きを、ある年度を基準とした生産量等の変動により表したもの。 生産活動の動きを表すものとしては、ほかに製造品出荷額などがある。
生産林	公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

ゼロエミッション電源	<p>発電時に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない方法でつくった電気のこと。</p> <p>太陽光パネルや水車、風車の他、原子力発電所でつくられる電気もゼロエミッション電源である。</p> <p>エネルギー基本計画では、原子力の新增設及び設備利用率の引き上げ、再生可能エネルギーの最大導入を前提として、ゼロ・エミッション電源比率の引き上げを目標としている。</p>
------------	---

■ タ行

蓄熱式ヒートポンプ	水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で低温側から高温側に熱を移動させる仕組み。
チャレンジ 25	2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するという中期目標を達成するための行動のこと。
中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会	環境基本法第41条に基づき、平成13年1月6日に設置された環境大臣の諮問機関で、温室効果ガスを1990年比で2020年に25%、2050年に80%削減するための具体的な対策・施策の道筋を審議し、精査している。
中長期ロードマップ	<p>環境省が提示している、温室効果ガスを1990年比で2020年に25%、2050年に80%削減するための具体的な対策・施策の道筋。</p> <p>2020年の中期目標達成に向けては、低炭素技術の普及促進や温室効果ガス排出量の見える化、排出削減に努力する人や企業が報われる仕組みづくりが必要であるとしている。</p>
適応策	気候の変動に伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済の活動の仕方を調節することで影響を軽減しようとする対策。いわゆる対処療法的な取組のことで、具体例としては、農作物や家畜の猛暑対策、熱中症や予防、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化などがあげられる。
天然ガス自動車	天然ガスを燃料とする自動車のこと。天然ガスは石油に比べて窒素酸化物や二酸化炭素の排出が少なく、低公害車として世界で普及が進んでいる。
トップランナー機器 (トップランナー方式)	電気製品などの省エネルギー基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。

■ ナ行

燃料電池	<p>水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。</p> <p>化学反応により発電するため、二酸化炭素の排出が少なく、発電効率が高い。</p>
日本環境経営大賞	事業規模や業種・業態にかかわらず、全国の企業、NPO、学校などあらゆる組織の環境経営の取組の中から、そのさきがけとなるものや優れた成果をあげているものを表彰する制度。
熱回収施設設置者認定制度	熱回収の機能を有する施設を設置している廃棄物処理施設は、一定の要件に適合している場合、都道府県知事の認定を受けられることができ、定期検査義務の免除等の特例を受けられる制度。廃棄物の単純処分を減少させ、廃棄物の処分に伴う熱回収を促進することを目的としている。

■ ハ行

バイオマス発電	再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を燃料として電力を作り出すこと。
バイオ燃料	バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）から作る燃料のこと。代表的なものとしては、薪、木炭、ごみ固形燃料(RDF)、木質ペレット、バイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼル燃料(BDF)などがある。
パークアンドライド (パーク&ライド)	自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから公共の鉄道やバスなどで移動すること。
ハイブリッドカー	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。
フードマイレージ	食料の総重量と輸送距離を掛け合わせたものである。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなる。
ペレット (木質ペレット)	バイオマスエネルギーのひとつ。おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6~8mm 程度の円筒状に成形固化して取扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。

■ マ行

みえ・グリーン購入倶楽部	グリーン購入の県内への普及を目的に、地域の身近なグリーン賞品情報や販売店情報の収集・発信、具体的なグリーン購入の取り組み方などの収集・提供を行っているネットワーク組織。
三重県森林 CO ₂ 吸収量評価認証制度	森林づくり活動の環境への貢献度を数値化し、より多くの企業や団体が活動に参画できるよう、森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証する制度。
三重の森林づくり基本計画	平成 17 年に制定された「三重の森林づくり条例」を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的・計画的に推進するために策定された基本計画。計画期間は平成 18 年度から平成 37 年度までの 20 年間で、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本方針、施策の方向性などを定めている。
三重県認定リサイクル製品	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づいて、三重県が認定しているリサイクル製品。認定基準は、県内で生産・加工されていること、製品の再生資源などに含まれる県内の再生資源などの割合が 50%以上であることなどを設定している。
三重県廃棄物処理計画	循環型社会の実現に向けて低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3 R）や適正処理を推進していくための廃棄物の減量や処理等に関する基本的な事項を定めた計画。
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）（ミームス）	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。
みえのエコポイント	県民一人ひとりが電気の使用やエネルギーの削減に関心をもち、家庭での省エネルギー行動が促進されることを目的として、家庭での電気等のエネルギー削減に対して特典を付与する仕組み。 平成 13 年度から平成 20 年度にかけて実施された。

モーダルシフト	輸送や交通の手段をより環境負荷の小さい手段に転換すること。
モントリオール議定書	正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。昭和 62 (1987) 年に採択、平成元 (1989) 年発効。オゾン層を破壊するおそれのあるフロン類などの生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。

■ アルファベット

BEMS	Building and Energy Management System (ビル・エネルギー管理システム) の略。業務用ビルなどにおいて、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備などの運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。
CSR	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任を意味し、企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えのこと。
ESCO 事業	省エネルギー設備の計画・設計、施工、維持管理など、工場やビルの省エネルギーに関するサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボンのこと。 冷蔵庫などの冷媒をはじめ、半導体や精密部品の洗浄剤、断熱材など様々な用途に活用されてきたが、オゾン層保護対策として、モントリオール議定書により生産等が規制されている。
HEMS	Home Energy Management System(ホーム・エネルギー管理システム)の略。センサーや IT の技術を活用して、住宅のエネルギー管理、省エネルギーを行うシステムを指す。
ISO14001	スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構 (ISO: International Organization for Standardization) が平成 8 (1996) 年 9 月に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。ISO14000 シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001 (環境マネジメントシステム規格) が認証登録制度となっている。
LED	Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略。電気を流すと発光する半導体の一種。平成 8 (1996) 年に白色 LED が開発されたことにより一般照明用としての開発が進められており、長寿命化と低消費電力化が年々進んでいる。
PDCA サイクル	管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を点検(Check)し、見直し(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

8 二酸化炭素排出部門の説明

エネルギー転換部門	<p>エネルギー転換を行う電気事業者やガス事業者などの燃料・電力の使用等に伴う排出量（発電所等内の自家消費分）を算定しています。</p> <p>エネルギー転換（発電等）のための燃料使用に伴う排出量は、各部門に割り振られています。</p>
産業部門	<p>製造業（工場）及び農林水産業、鉱業、建設業における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。</p> <p>なお、製造業の企業であっても、本社ビル等の排出量は含まれません（業務その他部門で計上されます）。</p>
運輸部門	<p>自動車、船舶、航空機、鉄道における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。</p> <p>なお、家庭で使用される自家用車からの排出量も含んでいます。</p>
民生部門	<p>民生部門は、家庭部門と業務部門に分けて算定しています。</p>
家庭部門	<p>家庭における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。</p> <p>なお、自家用車の使用に伴う排出量は運輸部門で計上されます。</p>
業務その他部門	<p>事務所・ビル、商業・サービス業施設における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。</p> <p>県庁などのオフィスビルや、スーパーマーケットなどの施設が該当します。</p>
工業プロセス部門	<p>セメント製造工程における石灰石からの排出など、工業材料の化学変化に伴う排出量を算定しています。</p>
廃棄物部門	<p>廃棄物焼却場におけるプラスチック、廃油等の焼却に伴う排出量を算定しています。</p>